

## 解体工事の発注について

令和3年10月8日

平成28年6月1日施行の建設業法等の一部を改正する法律により「解体工事」が追加されたことにより、解体工事を行うには「解体工事業」の許可取得が必要となりました。

一方、工作物を解体する工事は全て「解体工事」に区分されるものではなく、規模や内容によっては一式工事又は他の専門工事に区分されます。

### ○ 建設工事の内容及び例示と建設業の許可区分に係る一覧

略号	建設工事の種類	建設業種の区分	建設工事の内容	建設工事の例示
土	土木一式工事	土木工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事(補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。)	-
建	建築一式工事	建築工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事	-
解	解体工事	解体工事業	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事

### ○ 建設工事の区分の考え方(建設業許可事務ガイドライン)

- ・ それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当する。
- ・ 総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ「土木一式工事」や「建築一式工事」に該当する。

#### 1 解体工事発注方針について

佐渡市が発注する解体工事については、建設業法に基づき、総合的な企画、指導、調整が必要な解体工事は一式工事が発注し、各種専門工事で建設されたもののみの解体工事は専門工事で、それ以外の解体工事は解体工事が発注します。

また、令和4年4月1日からは、一式工事として発注する解体工事については、解体工事の入札参加資格登録を必須とします。

### 【解体工事の区分】

区 分	土木工作物		建 築 物	
	総合的な企画、指導、調整の要否		総合的な企画、指導、調整の要否	
	必 要	不 要	不 要	必 要
発注工種	土木一式工事	解体工事		建築一式工事
許可・登録	土木工事業 解体工事業	解体工事		建築工事業 解体工事

※ 総合的な企画、指導、調整が必要な解体工事は、工事の規模や内容、現場状況等から総合的に判断します。

※ 発注工種が解体工事であっても、構造や規模等から土木工事業又は建築工事業の許可・登録を求める場合があります。

※ 上の表の区分は、発注者から直接請け負う場合のものである。下請工事については、請け負う工事の内容が各専門工事に該当する場合を除き、解体工事に該当します。

【解体工事の例示】

発注工種	建設工事の内容	建設工事の例示
土木一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を解体する工事	橋梁の解体工事
建築一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を解体する工事	建築物の解体と新設の一体工事 3階建以上の建築物の解体工事
解体工事	工作物の解体を行う工事	平家又は2階建の家屋等の解体工事
各専門工事	各種専門工事で建設されたもののみを解体する工事	建築物の外壁塗材の剥ぎ取り工事 / 塗装工事 足場だけの撤去工事 / とび・土工・コンクリート工事

※ 上の表に該当する場合でも、工事の規模、複雑性等から一式工事で発注する場合があります。

2 配置予定技術者について

(1) 一式工事等

当該工事の種類(土木工事業又は建築工事業)に対応する技術者

※ 発注工種が解体工事であっても、構造や規模等から土木工事業又は建築工事業の許可・登録を求める場合を含む。

(2) 解体工事

次の表のとおり

請負対応額	配置予定技術者	工事での役割
3,500万円未満	解体工事業に対応する資格を有する者	専任を要しない 主任技術者
3,500万円以上 6,000万円未満	1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士(土木)、1級建築施工管理技士、2級建築施工管理技士(建築又は躯体)又は解体工事施工技士のいずれかの資格を有する者	専任を要する 主任技術者

※ 請負対応額にかかわらず、解体工事施工技士以外の有資格者であって、平成27年度までに実施された当該資格に係る技術検定の合格者にあつては、登録解体工事講習を修了した者又は当該技術検定に合格した後解体工事に関する実務経験を1年以上有する者に限る。

(3) その他有資格者の配置について

総合的な企画、指導、調整の要否にかかわらず、解体工事施工技士又は解体工事の実務経験が1年半以上の者で、建設リサイクル法で定める技術管理者の資格要件を有する者を監督者として配置することを求めることとします。

また、アスベスト含有状況により、工事現場に特別監理産業廃棄物管理責任者資格を有する者(入札参加者と直接の雇用関係にある者)の配置を求めます。

3 施工実績について

特殊な工事又は技術的難易度が高い工事で工事の技術的特性を反映させる必要がある場合は、必要に応じて、当該工事と同種の工事の施工実績を入札参加条件として求めることとします。